

vol.41
2016年4月

安城市

平成27年度 主な工事箇所

※ 将来の設計図ですので、まだ道路や造成等の出来ていない箇所があります。

凡 例

- 公園予定地
- 緑地予定地
- 主要交差点
- コンビニエンスストア
- 小学校区

桜井町新田付近



金政公園（面積：0.17ha）

3月5日に植樹祭が開催されました。



※ 住民の皆様には、工事期間中ご理解
ご協力をいただきありがとうございました。

埋蔵文化財の発掘調査 の状況について

平成27年11月から桜井町城向付近において安城市教育委員会が発掘調査を行いました。今回はその状況について聞きました！

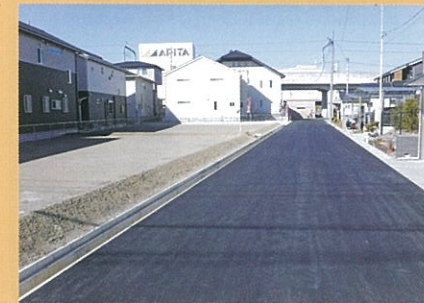
Q. いつの時代の遺構（先人が地面に残した柱穴や貯蔵穴などの痕跡）が見つかりますか？

A. 今回の調査では、室町時代から江戸時代の遺構が発見されています。特に、戦国時代（16世紀前半）の井戸や溝は、まさに桜井松平家が桜井城にいたころのものです。調査地は桜井城に関わりのある人々の居住域の一角と考えてよいでしょう。遺物からは鉄器生産（鍛冶）を行った工房の存在も想定されます。

謎に包まれていた桜井城とその周辺の様子は、この調査によって初めて明らかになりました。

桜井地区は歴史遺産の宝庫です。今後とも埋蔵文化財をはじめとする文化財調査にご協力をよろしくおねがいします。

桜井町蓮台付近



桜井町森田付近



都市計画道路桜井駅前線



小川町御林付近



（発掘調査のようす）

【埋蔵文化財についての問い合わせ先】
文化振興課文化財係（直通 0566-77-4477）

区画整理Q&A

Q. 土地区画整理事業地区内の土地の名義を変更する場合、何か届出は必要ですか。

A. 売買や相続などで土地の名義を変更した場合には、法務局で登記を変更した後に、区画整理課に「所有権移転届」の提出が必要になります。

なお、その他に次の届出もありますので、該当する場合は、区画整理課まで届出をいただきますようよろしくお願いします。

- ・分筆をする場合
「仮換地変更願」
- ・建物や工作物等を建てる場合
「土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書」



区画整理 進捗状況

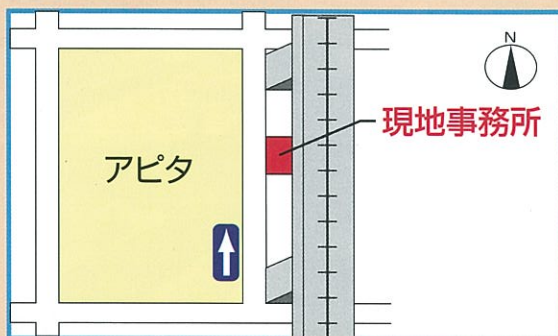
平成28年3月末見込

道路築造率:	72.1 %
家屋移転率:	71.9 %
使用収益開始率:	52.7 %
保留地分譲率:	32.6 %

区画整理事業では、地区内の土地所有者の方々から少しずつ土地を提供していただき、道路や公園などの整備を行うほか、保留地(宅地)を整備し、希望者に分譲しています。

工事費や移転補償費など事業進捗のための整備費用は、国や県からの補助金や市費のほか保留地を分譲した収入などを財源としています。

桜井現地事務所を 開設しています



毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)は、区画整理課職員が現地事務所でお待ちしています。

予約は不要です。区画整理事業に関するご質問、ご相談等がありましたら、お気軽にお越しください。

(担当職員は当番制となります。)

※開設日時以外でのご相談については予約制となります。ご希望の方は事前に市役所内区画整理課にご連絡ください。

開設日時：毎週月曜日(祝日、年末年始を除く)

午後1時～午後4時

所在地：安城市桜井町貝戸尻28番地

電話：(0566)99-4361

問い合わせ・資料請求先

安城市役所都市整備部 区画整理課

TEL (0566) 76-1111 (代表)

TEL (0566) 71-2261 (直通)



幸せつながる健康都市

安城



不要になったら、リサイクルへ
雑がみとして出してください。



環境にやさしい植物油
インキを使用しています。